

平成15年3月期

個別財務諸表の概要

平成15年5月26日

上場会社名 三井トラスト・ホールディングス株式会社
(中央三井信託銀行株式会社分)

上場取引所 東証・大証・名証 各第一部
本社所在都道府県 東京都

コード番号 8309

(URL <http://www.mitsuitrust-fg.co.jp/>)

代表者 役職名 代表取締役社長 氏名 古沢 熙一郎

問合せ先 責任者役職名 経営企画部 次長

氏名 小俣 耕一 TEL (03)5232-8642

責任者役職名 中央三井信託銀行株式会社 総合企画部次長

氏名 筒井 博人 TEL (03)5232-8808

決算取締役会開催日 平成15年5月26日

中間配当制度の有無 有

定時株主総会開催日 平成15年6月26日

単元株制度採用の有無 有(1単位 1,000株)

1.平成15年3月期の業績 (平成14年4月1日～平成15年3月31日)

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1)経営成績

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
15年3月期	389,915	△14.6	△55,496	-	△114,354	-
14年3月期	456,616	△23.8	△359,240	-	△287,441	-

	1株当たり当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	経常収支率	総資金量
	円	銭	円	銭	%	百万円
15年3月期	△103	44	-	-	-	12,635,356
14年3月期	△350	26	-	-	△129.0	13,128,955

(注)①期中平均株式数 15年3月期 1,105,513,860 株(普通株式)

②会計処理の方法の変更 有

③経常収益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2)配当状況(普通株式)

	1株当たり年間配当金						配当金総額 (年間)	配当性向	株主資本 配当率
			中 間		期 末				
	円	銭	円	銭	円	銭	百万円	%	%
15年3月期	0	00	0	00	0	00	-	-	-
14年3月期	0	00	0	00	0	00	-	-	-

(3)財政状態

	総 資 産	株 主 資 本	株 主 資 本 比 率	1 株 当 たり 株 主 資 本	単体自己資本比率 (国 内 基 準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
15 年 3 月 期	11,888,766	300,120	2.5	△107 92	[速報値] 6.71
14 年 3 月 期	13,006,361	526,778	4.1	85 61	10.23

(注) 期末発行済株式数 15年3月期 1,224,365,606 株(普通株式)

2.平成16年3月期の業績予想 (平成15年4月1日～16年3月31日)

業績予想につきましては、三井トラスト・ホールディングス株式会社の決算短信(連結)をご参照願います。

(15年3月期の業績)

期中平均株式数

	普通株式	第一回優先株式	第二回優先株式	第三回優先株式
15年3月期 注	1,105,513,860株	20,000,000株	93,750,000株	156,406,250株
14年3月期	820,640,560株	20,000,000株	93,750,000株	156,406,250株

期末発行済株式数

	普通株式	第一回優先株式	第二回優先株式	第三回優先株式
15年3月期 注	1,224,365,606株	20,000,000株	93,750,000株	156,406,250株
14年3月期	1,104,198,334株	20,000,000株	93,750,000株	156,406,250株

(注) 15年3月期の普通株式の期中増加

第三者割当増資によるもの	発行株式 120,000,000 株	資本組入額 15,000 百万円
転換社債の転換によるもの	発行株式 167,272 株	資本組入額 92 百万円

配当状況

		1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間)
		中間	期末		
15年3月期	普通株式	0円 00銭	0円 00銭	0円 00銭	- 百万円
	第一回優先株式	0 00	0 00	0 00	-
	第二回優先株式	0 00	0 00	0 00	-
	第三回優先株式	0 00	0 00	0 00	-
14年3月期	普通株式	0円 00銭	0円 00銭	0円 00銭	- 百万円
	第一回優先株式	0 00	0 00	0 00	-
	第二回優先株式	0 00	0 00	0 00	-
	第三回優先株式	0 00	0 00	0 00	-

「平成15年3月期の業績」の指標算式

1株当たり当期純利益 注

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中平均普通株式数}}$$

株主資本当期純利益率

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

1株当たり株主資本 注

$$\frac{\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期末発行済普通株式数}}$$

(注) 当会計年度より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(平成14年9月25日会計基準委員会)に基づき算出しております。

貸 借 対 照 表

中央三井信託銀行株式会社
(単位:百万円)

科 目	平成14年度末(A) (平成15年3月31日現在)	平成13年度末(B) (平成14年3月31日現在)	比 較 (A-B)
(資 産 の 部)			
現 金 預 け 金	625,427	974,480	△349,052
現 金	66,488	62,533	3,954
預 け 金	558,939	911,946	△353,007
買 現 先 勘 定	24,999	-	24,999
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	10,564	-	10,564
特 定 取 引 資 産	13,203	12,196	1,007
商 品 有 価 証 券	102	66	36
特定取引有価証券派生商品	3	-	3
特 定 金 融 派 生 商 品	11,097	7,130	3,966
その他の特定取引資産	1,999	4,999	△3,000
金 銭 の 信 託	61,747	73,954	△12,207
有 価 証 券	3,098,805	3,430,118	△331,312
国 債	1,662,682	1,269,155	393,527
地 方 債	19,182	70,803	△51,620
社 債	161,228	154,359	6,868
株 式	897,921	1,352,119	△454,198
そ の 他 の 証 券	357,791	583,680	△225,889
貸 出 金	7,165,614	7,509,754	△344,139
割 引 手 形	36,405	48,592	△12,186
手 形 貸 付	1,406,361	1,786,597	△380,236
証 書 貸 付	5,006,710	4,750,378	256,332
当 座 貸 越	716,136	924,185	△208,049
外 国 為 替	4,978	4,854	124
外 国 他 店 預 け	4,978	4,854	124
そ の 他 資 産	281,198	266,671	14,526
未 決 済 為 替 貸 用	-	87	△87
前 払 費 用	1,035	192	843
未 収 収 益	24,418	50,121	△25,703
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	202	284	△82
先 物 取 引 差 金 勘 定	2	13	△10
金 融 派 生 商 品	15,253	16,021	△767
債 券 借 入 取 引 担 保 金	-	5,970	△5,970
そ の 他 の 資 産	240,285	193,981	46,304
動 産 不 動 産	167,385	198,827	△31,442
土 地 建 物 動 産	148,537	171,317	△22,780
建 設 仮 払 金	34	289	△254
保 証 金 権 利 金	18,813	27,220	△8,406
繰 延 税 金 資 産	335,500	381,520	△46,020
支 払 承 諾 見 返	243,780	331,110	△87,330
貸 倒 引 当 金	△144,438	△177,126	32,688
投 資 損 失 引 当 金	-	△0	0
資 産 の 部 合 計	11,888,766	13,006,361	△1,117,595

貸 借 対 照 表

中央三井信託銀行株式会社
(単位:百万円)

科 目	平成14年度末(A) (平成15年3月31日現在)	平成13年度末(B) (平成14年3月31日現在)	比 較 (A-B)
(負 債 の 部)			
預 金	8,461,846	7,561,495	900,350
当座預金	123,898	174,216	△50,317
普通預金	1,491,703	1,537,836	△46,133
貯蓄預金	6,705	9,554	△2,849
通知預金	43,208	77,015	△33,807
定期預金	6,712,426	5,635,587	1,076,839
その他の預金	83,904	127,285	△43,380
譲渡性マネー	221,960	162,580	59,380
コールド先勘定	300,000	230,000	70,000
売債	99,999	-	99,999
債券貸借取引受入担保金	194,245	-	194,245
売渡手形	-	356,500	△356,500
特定取引負債	8,933	5,775	3,158
特定取引有価証券派生商品	-	0	△0
特定金融派生商品	8,933	5,774	3,159
借入金	363,411	421,582	△58,170
借入金	363,411	421,582	△58,170
外国為替	25	27	△2
外国他店預り	24	22	1
外売渡外外国為替	0	1	△0
未払外外国為替	0	3	△3
社債	116,100	100,000	16,100
新株予約権付社債	3,206	19,490	△16,284
信託勘定負債	1,500,303	2,860,126	△1,359,823
未決済為替借	68,259	410,645	△342,385
未決済法人税等	0	161	△161
未決済事業所	3,206	4,272	△1,066
未決済事業費	242	301	△59
未決済受取	34,494	36,504	△2,009
従業員預り	5,885	7,273	△1,388
先物取引差金勘定	4,721	6,155	△1,434
金融派生商品	6	-	6
繰延ヘッジ利益	8,281	14,491	△6,209
債券貸付取引担保金	170	302	△131
その他の負債	-	247,362	△247,362
賞与引当金	11,251	93,818	△82,567
退職職給付引当金	2,184	2,818	△633
債権売却損失引当金	-	7,070	△7,070
特別法上の引当金	4,389	7,167	△2,777
証券取引責任準備金	-	0	△0
再評価に係る繰延税金負債	-	0	△0
支払承	-	3,193	△3,193
支	243,780	331,110	△87,330
負債の部合計	11,588,645	12,479,583	△890,937
(資 本 の 部)			
資本金	-	334,802	△334,802
法定準備金	-	362,311	△362,311
資本準備金	-	318,958	△318,958
利益準備金	-	43,353	△43,353
再評価差額	-	4,939	△4,939
剰余金	-	△175,002	175,002
任意積立金	-	52,953	△52,953
海外投資等損失準備金	-	3	△3
退職給与基金	-	676	△676
別段積立金	-	52,274	△52,274
当期未処理損失	-	227,955	△227,955
当期損	-	287,441	△287,441
評価差額	-	△273	273
資本の部合計	-	526,778	△526,778
資本金	349,894	-	349,894
資本準備金	202,401	-	202,401
利益剰余金	202,401	-	202,401
当期未処理損失	△103,192	-	△103,192
当期損	103,192	-	103,192
土地再評価差額	114,354	-	114,354
株式等評価差額	△3,028	-	△3,028
資本の部合計	△145,954	-	△145,954
負債及び資本の部合計	300,120	-	300,120
負債及び資本の部合計	11,888,766	13,006,361	△1,117,595

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については当期末日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
動 産	3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

7. 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 新株発行費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）を適用しておりましたが、当期からは、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。

なお、当期は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。

また、先物為替取引等に係わる円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来

支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む。）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当期より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び下記25.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は398,767百万円であります。

なお、当期より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、税引前当期損失は、従来の方法によった場合に比べ、1,197百万円増加しております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資

産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（50,072百万円）については、5年による按分額を費用処理しております。

上記の会計基準変更時差異は、当初発生額 56,847百万円から平成14年3月25日の会社分割に伴い、三井アセット信託銀行株式会社に移転した 6,775百万円を減額したものであります。

13. 債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法旧第287条ノ2に規定する引当金であります。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

- | | |
|-------------------|------------|
| 17. 子会社の株式及び出資総額 | 21,625 百万円 |
| 18. 子会社に対する金銭債権総額 | 11,645 百万円 |
| 19. 子会社に対する金銭債務総額 | 28,299 百万円 |
| 20. 動産不動産の減価償却累計額 | 86,406 百万円 |
| 21. 動産不動産の圧縮記帳額 | 7,371 百万円 |
22. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。
 23. 貸出金のうち、破綻先債権額は26,538百万円、延滞債権額は230,524百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、86,743百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 1,105百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は351,822百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減

免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は609,991百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、86,743百万円であります。

なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24条)に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、36,405百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	934,362百万円
貸出金	361,552百万円

担保資産に対応する債務

預金	13,412百万円
コールマネー	300,000百万円
売現先勘定	99,999百万円
債券貸借取引受入担保金	194,245百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 347,671百万円、その他の資産(手形交換保証金) 16百万円を差し入れております。

29. ヘッジ手段に係る損益または評価差額は、繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記の繰延ヘッジ利益の総額は170百万円であり、繰延ヘッジ損失はありません。
30. 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,761百万円

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 332,726百万円が含まれております。
32. 社債は全額、永久劣後特約付社債であります。
33. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。
34. 1株当たりの当期損失 103円 43銭

なお、当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)等が適用されたことに伴う影響はありません。

35. 商法施行規則旧第72条に規定する「貸借対照表上の純資産から土地再評価差額金及び株式等評

価差額金の合計額を控除した金額」から「資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は103,192百万円であります。

36. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパーが含まれております。以下 39.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 2,102百万円

当期の損益に含まれた評価差額 0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	940,847百万円	785,655百万円	155,191百万円	23,478百万円	178,669百万円
債 券	1,830,099	1,843,093	12,993	18,073	5,080
国 債	1,656,156	1,662,682	6,526	11,595	5,068
地方債	18,272	19,182	909	910	0
社 債	155,671	161,228	5,557	5,567	10
そ の 他	256,779	253,981	2,798	1,358	4,156
合 計	3,027,725	2,882,730	144,995	42,911	187,906

なお、上記評価差額は全額「株式等評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式等について65,078百万円の減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性がある認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

37. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売 却 額	売 却 益	売 却 損
7,169,142百万円	100,100百万円	46,784百万円

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
-----	----------

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	22,565百万円
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	94,378
非上場外国証券	67,232
出資証券	11,831

39. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	380,423 百万円	116,769 百万円	1,116,557 百万円	229,342 百万円
国債	340,260	7,683	1,085,396	229,342
地方債	1,638	11,022	6,521	-
社債	38,524	98,063	24,640	-
その他	4,632	32,230	110,599	30,049
合計	385,055	148,999	1,227,157	259,392

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	61,747百万円
当期の損益に含まれた評価差額	0

41. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に 688百万円含まれております。

現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券で当期末に所有しているものが34,532百万円あります。これらは、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当期末においては当該処分をせずにすべて所有しております。

42. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,498,658百万円であります。このうち契約残存期間が 1年以内のものが 1,484,778百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

43. 当期末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺(又は前払年金費用に加算)されている退職給付信託における年金資産(未認識数理計算上の差異を除く。)は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	適格退職年金等	合計
退職給付引当金	8,637百万円	9,387百万円	18,024百万円
(退職給付信託の年金資産控除前)			
退職給付信託の年金資産	12,300	90,694	102,994
(未認識数理計算上の差異を除く)			
前払年金費用	3,663	81,306	84,969

44. 東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の

課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,191百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金7,923百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各社も上告および上告受理申立てをしております。

このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当期は3,055百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は17,666百万円減少しました。

また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は3,345百万円減少しました。

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

この変更に伴い、当社の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当期の39.52%から40.50%となり、繰延税金資産の金額は7,270百万円増加し、

当期に計上された法人税等調整額の金額は7,270百万円減少しております。

45. 金融商品に係る会計基準の適用に伴い、当期から次のとおり処理しております。

現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、その担保金を「債券借入取引担保金」及び「債券貸付取引担保金」で処理しておりましたが、当期からは、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）にもとづき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は10,564百万円、「その他負債」は194,245百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」はそれぞれ同額増加しております。

46. 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用しております。なお、これによる当期の資産および資本に与える影響はありません。

47. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年4月22日付内閣府令第47号）により改正されたこと等に伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

- (1) 地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社および地方道路公社）が発行する債券については、従来、「有価証券」中の「地方債」で表示しておりましたが、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（平成14年法律第65号）が本年1月6日に施行され、同日以降、証券取引法上の有価証券とされたことから、当期からは「有価証券」中の「社債」に含めて表示しております。この変更に伴い、「地方債」は36,282百万円減少し、「社債」は同額増加しております。

- (2) 前期において区分掲記していた「転換社債」は、当期からは「新株予約権付社債」に含めて表示しております。

- (3) 前期において区分掲記していた「再評価差額金」は、当期からは「土地再評価差額金」として表示しております。

- (4) 前期において区分掲記していた「評価差額金」は、当期からは「株式等評価差額金」として表示しております。

- (5) 前期において資本の部は、「資本金」、「法定準備金」及び「剰余金」として区分掲記しておりましたが、当期からは「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」として表示しております。

48. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,587,366百万円、貸付信託2,655,940百万円であります。

損 益 計 算 書

中央三井信託銀行株式会社

(単位:百万円)

科 目		平成14年度(A) 平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	平成13年度(B) 平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで	比 較 (A-B)
経常収益	信託運用金	389,915	456,616	△66,701
	貸付金	56,943	79,262	△22,319
	有価証券	163,031	191,770	△28,738
	債権	119,934	129,143	△9,209
	預金	41,565	59,872	△18,306
	利息	290	193	97
	配当	1	3	△1
	受取利息	0	-	0
	受取配当	3	8	△5
	受取利息	989	2,044	△1,055
	受取配当	-	0	△0
	受取利息	245	502	△256
	受取配当	46,085	65,802	△19,716
	受取利息	1,553	1,977	△423
	受取配当	44,531	63,824	△19,293
	受取利息	780	648	131
	受取配当	62	64	△1
	受取利息	717	582	134
	受取配当	0	2	△1
経常費用	信託運用金	77,717	54,452	23,265
	貸付金	3,016	22,308	△19,292
	有価証券	67,041	25,866	41,174
	債権	10	24	△13
	預金	1,174	7	1,166
	利息	6,474	6,245	229
	配当	45,356	64,680	△19,323
	受取利息	33,007	20,586	12,421
	受取配当	923	617	305
	受取利息	11,425	43,476	△32,050
	受取配当	445,411	815,857	△370,445
	受取利息	64,283	95,762	△31,479
	受取配当	30,220	37,637	△7,416
	受取利息	232	158	73
	受取配当	22	410	△388
	受取利息	0	0	0
	受取配当	875	-	875
	受取利息	1	6	△4
	受取配当	11,984	12,249	△265
	受取利息	1,821	1,569	252
経常損失	信託運用金	-	333	△333
	貸付金	118	-	118
	有価証券	7,075	22,407	△15,331
	債権	11,930	20,990	△9,059
	預金	13,688	15,374	△1,685
	利息	956	1,192	△235
	配当	12,732	14,181	△1,449
	受取利息	3	223	△219
	受取配当	3	223	△219
	受取利息	2,330	2,478	△147
	受取配当	402	1,796	△1,393
	受取利息	120	23	96
	受取配当	4	489	△485
	受取利息	1,803	168	1,635
	受取配当	125,262	161,728	△36,465
	受取利息	239,842	540,290	△300,448
	受取配当	13,732	67,028	△53,295
	受取利息	53,547	42,391	11,156
	受取配当	46,381	145,478	△99,097
経常利益	信託運用金	69,838	157,722	△87,883
	貸付金	653	1,110	△457
	有価証券	5,695	1,839	3,856
	債権	49,992	124,720	△74,727
	預金	55,496	359,240	△303,743
	利息	9,387	19,607	△10,220
	配当	4,919	667	4,251
	受取利息	4,441	7,685	△3,243
	受取配当	0	0	△0
	受取利息	26	11,254	△11,227
	受取配当	23,021	95,420	△72,399
	受取利息	5,853	3,786	2,067
	受取配当	10,014	11,343	△1,329
	受取利息	7,153	80,290	△73,137
	受取配当	69,130	435,054	△365,923
	受取利息	△620	387	△1,007
	受取配当	45,843	△148,000	193,843
	受取利息	114,354	287,441	△173,087
	受取配当	-	59,032	△59,032
	受取利息	11,161	453	10,707
	受取配当	103,192	227,955	△124,762

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 1,840百万円
子会社との取引による費用総額 16,595百万円
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成14年10月15日付内閣府令第63号）により改正されたことに伴い、当期から次のとおり表示方法を変更しております。
前期において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当期からは、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。
5. 前期において区分掲記していた「転換社債利息」は、当期からは「新株予約権付社債利息」として表示しております。

損失処理計算書(案)

中央三井信託銀行株式会社

(単位:円)

科 目	平成14年度	平成13年度
当 期 未 処 理 損 失	103,192,840,022	227,955,412,446
損 失 処 理 額	103,192,840,022	227,955,412,446
任 意 積 立 金 取 崩 額	0	52,953,269,886
海外投資等損失準備金取崩額	0	3,269,886
退 職 給 与 基 金 取 崩 額	0	676,000,000
別 途 積 立 金 取 崩 額	0	52,274,000,000
利 益 準 備 金 取 崩 額	0	43,353,504,415
資 本 準 備 金 取 崩 額	103,192,840,022	131,648,638,145
次 期 繰 越 利 益	0	0

信 託 財 産 残 高 表
(平成15年3月31日現在)

中央三井信託銀行株式会社
(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	2,543,351	金 銭 信 託	1,540,434
有 価 証 券	162,703	財 産 形 成 給 付 信 託	19,808
信 託 受 益 権	3,560	貸 付 信 託	2,391,307
受 託 有 価 証 券	502	金 銭 信 託以外の金銭の信託	26,239
金 銭 債 権	213,811	有 価 証 券 の 信 託	513
動 産 不 動 産	1,332,479	金 銭 債 権 の 信 託	407,409
地 上 権	776	動 産 の 信 託	561
土 地 の 賃 借 権	1,573	土 地 及 びその定着物の信託	89,261
そ の 他 債 権	22,334	包 括 信 託	1,356,859
銀 行 勘 定 貸	1,500,303		
現 金 預 け 金	50,999		
合 計	5,832,396	合 計	5,832,396

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 177,471 百万円
3. 元本補てん契約のある信託の貸出金2,469,381百万円のうち破綻先債権額は10,928百万円、延滞債権額は27,360百万円、3ヵ月以上延滞債権額は1,506百万円、貸出条件緩和債権額は50,335百万円です。また、これらの債権額の合計額は90,131百万円です。
ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は2,724百万円です。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

金 銭 信 託 (単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	837,842	元 本	1,587,366
有 価 証 券	2	債 権 償 却 準 備 金	25
そ の 他	749,857	そ の 他	310
計	1,587,701	計	1,587,701

貸 付 信 託 (単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	1,631,538	元 本	2,655,940
有 価 証 券	125,511	特 別 留 保 金	14,929
そ の 他	927,662	そ の 他	13,842
計	2,684,713	計	2,684,713

比較信託財産残高表

中央三井信託銀行株式会社

(単位：百万円)

科 目	平 成 14 年 度 末	平 成 13 年 度 末	比 較
貸 出 金	2,543,351	2,592,906	49,554
有 価 証 券	162,703	280,375	117,672
信 託 受 益 権	3,560	6,847	3,286
受 託 有 価 証 券	502	722	220
金 銭 債 権	213,811	292,268	78,457
動 産 不 動 産	1,332,479	1,066,122	266,356
地 上 権	776	2,445	1,668
土 地 の 賃 借 権	1,573	3,438	1,864
そ の 他 債 権	22,334	20,134	2,200
銀 行 勘 定 貸	1,500,303	2,860,126	1,359,823
現 金 預 け 金	50,999	27,922	23,077
資 産 合 計	5,832,396	7,153,310	1,320,914
金 銭 信 託	1,540,434	1,621,520	81,086
財 産 形 成 給 付 信 託	19,808	21,242	1,434
貸 付 信 託	2,391,307	3,762,116	1,370,808
金銭信託以外の金銭の信託	26,239	29,368	3,128
有 価 証 券 の 信 託	513	734	221
金 銭 債 権 の 信 託	407,409	558,827	151,417
動 産 の 信 託	561	1,091	529
土地及びその定着物の信託	89,261	95,425	6,163
包 括 信 託	1,356,859	1,062,983	293,875
負 債 合 計	5,832,396	7,153,310	1,320,914

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較主要残高

中央三井信託銀行株式会社

(単位:百万円)

科 目	平成 14 年 度 末	平成 13 年 度 末	比 較
総 資 金 量	12,635,356	13,128,955	△493,598
預 金	8,461,846	7,561,495	900,350
譲 渡 性 預 金	221,960	162,580	59,380
金 銭 信 託	1,540,434	1,621,520	△81,086
財 産 形 成 給 付 信 託	19,808	21,242	△1,434
貸 付 信 託	2,391,307	3,762,116	△1,370,808
貸 出 金	9,708,966	10,102,661	△393,694
銀 行 勘 定	7,165,614	7,509,754	△344,139
信 託 勘 定	2,543,351	2,592,906	△49,554
有 価 証 券	3,261,509	3,710,493	△448,984
銀 行 勘 定	3,098,805	3,430,118	△331,312
信 託 勘 定	162,703	280,375	△117,672

注 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

役 員 の 異 動

（ 6 月 2 6 日 付 ）

1 . 代 表 者 の 異 動

代表取締役社長 田 辺 和 夫 （ 現 三井トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役副社長・
三井アセット信託銀行株式会社 代表取締役社長 ）

代表取締役副社長 伊 東 朋 宏 （ 現 代表取締役専務執行役員 ）

退 任 村 本 久 夫 （ 現 代表取締役会長 ）
当 社 顧 問 に 就 任 予 定

退 任 古 沢 熙 一 郎 （ 現 代表取締役社長 ）
三井トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長に就任予定

2 . そ の 他 役 員 の 異 動

新任取締役候補
代表取締役社長 田 辺 和 夫 （ 現 三井トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役副社長・
三井アセット信託銀行株式会社 代表取締役社長 ）

退任予定取締役 川 合 正 （ 現 取締役専務執行役員 ）
三井トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役専務・
三井アセット信託銀行株式会社 代表取締役社長に就任予定

以 上

新任取締役候補

たなべ かずお
田 辺 和 夫

昭和20年 9月29日生 東京都 出身
昭和44年 6月 東京大学 経済学部 卒業
昭和44年 7月 三井信託銀行株式会社入社
平成 6年 1月 同 渋谷支店長
平成 8年 5月 同 融資企画部長
平成 8年 6月 同 取締役 融資企画部長
平成10年 5月 同 常務取締役 融資企画部長
平成11年 4月 同 専務取締役
平成12年 4月 中央三井信託銀行株式会社 専務取締役
平成13年 5月 同 取締役副社長
平成14年 2月 同 退任
三井トラスト・ホールディングス株式会社 取締役副社長（現職）
三井アセット信託銀行株式会社 取締役社長（現職）

執行役員の異動

(5月31日付)

退 任

寛 正 澄 (現 執行役員 大阪支店長)

6月26日付 大東紡織株式会社 専務取締役 に就任予定

(6月 1日付)

新任執行役員

常務執行役員

武 藤

肅

(現 三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員)

以 上

新任執行役員

むとう 武藤 ただし 肅

昭和27年 1月18日生 神奈川県 出身
昭和49年 3月 慶応義塾大学 商学部 卒業
昭和49年 4月 三井信託銀行株式会社入社
平成 9年10月 同 町田支店長
平成11年 2月 同 本店年金営業第一部長
平成12年 4月 中央三井信託銀行株式会社 年金営業第一部長
平成13年 4月 同 年金企画部長
平成13年 6月 同 執行役員 年金企画部長
平成14年 3月 同 退任
三井アット信託銀行株式会社 常務執行役員（現職）